

# 株式会社ミダックホールディングス 定款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ミダックホールディングスと称し、英文では、MIDAC HOLDINGS CO., LTD. と表記する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことおよび、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 清掃業
- (2) 産業廃棄物の処理業・再生処理業
- (3) 一般廃棄物の処理業・再生処理業
- (4) 産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬
- (5) 食品廃棄物の処理事業
- (6) 食品廃棄物の収集運搬事業
- (7) 再生資源の分別回収ならびに再生処理業
- (8) ビルメンテナンス業
- (9) とび・土工・コンクリート工事
- (10) 建物解体業
- (11) 肥料・飼料の製造および販売
- (12) 肥料・飼料の製造機器の販売
- (13) 化学機械器具の販売
- (14) 一般貨物自動車運送事業
- (15) 凈化槽の清掃および維持管理
- (16) 労働者派遣業
- (17) 人材育成のための教育研修コンサルティング業
- (18) 土木工事業
- (19) 建築工事業
- (20) 土木建築に関する企画、設計、監理業
- (21) 不動産の売買、賃貸借およびその仲介
- (22) 廃棄物を原材料とした土木建築資材等の再生品の製造販売
- (23) 環境計量証明事業
- (24) 農産物の生産、加工、販売
- (25) 魚介類、水産物の養殖
- (26) 営農指導事業

- (27) 農業資材の販売
- (28) 農薬の販売
- (29) 飲食店の経営
- (30) 食品販売
- (31) 食品循環資源再生処理業
- (32) 側溝汚泥の清掃処理
- (33) 古物品の売買
- (34) 損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務
- (35) 金属屑の売買業
- (36) 廃棄物の処理・処分施設に係る企画設計、コンサルティングおよび施設の管理運営の受託
- (37) 産業廃棄物取扱事業許可取得の支援業務
- (38) 企業の合併、提携、営業譲渡に関する調査企画およびそれらの斡旋仲介業務
- (39) 人事、経営、労務、経理等に関する代行およびコンサルティング業
- (40) 有価証券の運用、保有、投資
- (41) 融資、債務の保証等の信用供与およびその斡旋
- (42) 砂利、砂の採取および販売
- (43) 生コンクリートの製造および販売
- (44) 汚染土壤の収集・運搬・処理業
- (45) 育児・教育事業
- (46) 社会福祉・介護事業
- (47) その他前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を静岡県浜松市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、95,940,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社はこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、代表取締役社長に差し支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会において、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4. 当会社は、会社法第 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。

5. 前項の補欠の監査等委員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、代表取締役社長に差し支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(重要な業務執行の委任)

第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の

決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第31条 監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する。

2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第43条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

## 附則

改正 2006年5月1日	一部改正
2009年12月1日	一部改正
2010年3月17日	一部改正
2013年6月20日	一部改正
2017年6月22日	一部改正
2017年7月31日	一部改正
2017年10月31日	一部改正
2019年9月14日	一部改正
2020年2月1日	一部改正
2021年7月1日	一部改正
2021年9月1日	一部改正
2022年4月1日	一部改正
2022年6月29日	一部改正

## 附則

1. 変更前定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 14 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から6カ月以内に株主総会が開催される場合には、その株主総会については、変更前定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)がなお効力を有し、変更後定款第 14 条は適用しない。
2. 本附則は、2022 年 9 月 1 日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

変更前定款	変更後定款
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(電子提供措置等) 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。